

ご利用者の皆様

R1:記載漏れのNo. I -5、II -13 を追記(2020/3/31)

2020年3月23日

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

◆◆◆ 冷媒管理システム RaMS 機能追加、修正のご紹介 ◆◆◆

日頃より冷媒管理システム RaMS をご利用いただき、誠にありがとうございます。
RaMS を更に使い易くするために、今回追加・修正した機能について簡単にご紹介します。

I. 法改正対応並びにこれに関連する内容

フロン排出抑制法は昨年6月の第198回通常国会にて改正され、本年4月1日より施行となります。これに伴い RaMS では以下のような機能追加、変更を行います。
尚、下記機能は改正法施行となる4月1日以前にご利用されても差支えございません。

- 1. 解体工事元請業者と機器引取業者を RaMS への登録業種に追加します。(登録無料)
…建築物の解体を請け負う業者と産業廃棄物処理等の業者も登録できるようになります。
- 2. 事前確認結果説明書を RaMS で作成、交付できるようになります。(作成、交付無料)
…解体建築物等について従来より解体工事元請業者に作成と説明が義務付けられていた上記説明書を、RaMS による電子データで作成、交付ができるようになります。

事前確認結果説明書

1. 解体工事元請業者がログインし、メインメニューで説明書作成を選択すると、元請業者名が表示された画面が開きます。

2. 解体工事発注者(管理者、廃棄者)情報は、最初は事業者コードで入力しますが、2度目からは履歴から選択できます。尚、RaMS 未登録の発注者向けに紙モードで作成することもできます。

3. 工事名称と解体建築物の住所を入力します。

4. フロン類が充填された機器の有無を入力し、ありの場合は台数とフロン回収の方針(誰がやるか)についてご選択ください。

5. 入力が完了しましたら下部の「確認画面へ」ボタンをクリックし、同画面下部の「交付」ボタンをクリックすると説明書が発注者にメールで送信されます。

6. 説明書を受け取った発注者(管理者、廃棄者)は、説明書に基づいて解体工事元請業者から内容の説明を受け、承諾されるなら記名して返信すれば完了です。

7. 本説明書を書面で運用する場合は、解体工事元請業者と発注者は3年間の保存が必要となります。但し、RaMS では書面での保存は不要です。

3. 行程管理票について、以下のような機能が利用できるようになります。

- ① A票作成時に事前確認結果説明書の伝票番号を入力すると、情報リンクが結ばれます。
- ② RaMSのログブック（点検整備記録簿）を作成されている複数の機器の廃棄を1枚の行程管理票で処理できるようになり（エアコン、冷凍冷蔵機器各最大30台）、ログブックと行程管理票の情報がリンクで結ばれます。（行程管理票作成費¥100+消費税）
- ③ 機器を廃棄する際に機器引取業者に渡すことが義務となるフロン類の引取証明書（E票）の写しを、RaMSによる電子データで作成、交付ができるようになります。（無料）
- ④ 充填されていたフロン類が抜けてしまった機器を廃棄する際等に、上記の引取証明書（E票）の代わりに機器引取業者に渡す「フロン類が充填されていないことの確認証明書」を行程管理票作成画面から作成、交付ができるようになります。（¥100+消費税）

行程管理票 回収依頼書(A票)

A票

伝票番号

交付年月日

入力日

回収依頼書
(兼 フロン類が充填されていないことの確認依頼)

④ 廃棄する機器にフロン類が充填されていないことの証明書を作成することもできます。

● 廃棄する機器の所有者等

● 廃棄 ○ 機器整備/修理
…機器整備/修理に伴うフロン回収の際は、「廃棄」ではなく「機器整備/修理」を選択します

○ 機器管理番号

○ ログブック一覧から機器を選択
ラジオボタンは再度クリックするとチェックが外れます。

② ログブックの機器管理番号を入力する方法(1台のみ)とログブック一覧から複数台数をまとめて選択する方法が選べます。

● 廃棄する機器の所有者等の氏名又は名称*

○ 履歴から選択
○ 事業者コードから選択
氏名又は名称を選択してください

● 確認証明書(フロン類が充填されていないことを確認)
…但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること

● 廃棄する機器がある又はあった施設(建物)名*

上記の住所

〒 住所1 住所2

上記の住所*

〒 住所1 住所2

系統名

担当責任者
この項目は廃棄機器所有者に記入していただく項目です

部署名 氏名

電話番号 FAX番号

廃棄する機器の種類及び台数*

エアコンディショナー 0 台
冷凍機器及び冷凍機器 0 台

建物解体(含む修繕・模様替え)の有無*

○ 解体(修繕等)あり ● 解体(修繕等)なし

フロン類の引渡し先*

● 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する ○ 取次者に委託する

フロン類の処理方法

● 再生希望 ○ 破壊希望

● 第一種フロン類充填回収業者

① 「解体あり」を選択すると事前確認結果説明書について記入する欄が表示され、RaMSで作成した説明書がある場合はその伝票番号を入力するとこれから作成する行程管理票とのリンクが結ばれます。

② 本紙右上でログブック機器番号を入力又は一覧から選択して対象機器を入力すると、このボタンにより対象機器が一覧表示され、さらに一覧から各ログブックの閲覧もできます。

廃棄する機器の種類及び台数*

エアコンディショナー 2 台
冷凍機器及び冷凍機器 0 台

建物解体(含む修繕・模様替え)の有無*

● 解体(修繕等)あり ○ 解体(修繕等)なし
事前確認結果説明書が電子モードで交付されている場合は、「事前確認結果説明書番号を入力」の欄に伝票番号をご入力ください。それ以外の場合は「備考欄」にご記入ください。

● 事前確認結果説明書番号を入力

○ 備考欄に記入
解体工事元請業者の名称、事前確認結果説明書の交付年月日と伝票番号等をご記入ください。

フロン類の引渡し先*

● 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する ○ 取次者に委託する

フロン類の処理方法

● 再生希望 ○ 破壊希望

行程管理票 引取証明書(E票)写し

③機器廃棄を機器引取業者(産廃業者、等)に依頼する際に渡す「引取証明書(E票)の写し」を発行できます。

E票(写) <機器引取業者に交付又は届付>		伝票番号	A00001931
		交付年月日	2020-03-01
引 取 証 明 書 (写)			
■廃棄する機器の所有者等 廃棄			
機器所有者等の氏名又は名称	(株)管理者1東京事業所	廃棄する機器がある又はあった施設(建物)名	大手町Aビル

(途中割愛)

フロン回収履歴		フロン抽出履歴		管理番号:				
下記のとおりフロン類を回収しました。								
	CFC		HCFC		HFC		計	
	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
エアコンディショナー			1	5.00	2	15.00	3	20.00
冷蔵機器及び冷凍機器								
計			1	5.00	2	15.00	3	20.00
銘板に記載されている充填量								
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因			要因					
■第一種特定製品引取等実施者								
廃棄機器引取業者名称*	<input type="radio"/> 履歴から選択 <input type="radio"/> 事業者コードから選択 <input type="radio"/> フロン回収した充填回収業者 <input type="radio"/> 別途書面(紙)等で交付済		許可番号					
住所	〒	住所検索	住所1	住所2				
電話番号			FAX番号					
引取台数(台) エアコンディショナー*			引取台数(台) 冷蔵機器及び冷凍機器*					
交付年月日*	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/> 入力日の日付を記入							
備考								
一覧へ戻る		確認画面へ		ページトップ ▲				

注) 交付先の機器引取業者の情報は、最初は事業者コードで入力しますが、2度目からは履歴から選択できます。

4. ログブックは閉鎖後3年間保存が義務化されますが、これは現状のRAMSでも対応済み、さらに前項の行程管理票との情報リンクによって記録閲覧、確認がより容易となります。

…3-②の図中説明とは逆に、閉鎖ログブック画面から行程管理票を開くこともできます。

5. 充填回収業者の2021年以降提出の都道府県知事宛報告書様式に、法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定機器台数を追加します。

…2020年度分のRAMS登録データから自動集計し、表示します。

II. 法改正対応以外の改善内容

法改正関連の他にも以下のような機能追加、変更を行います。但し、単純な誤記訂正等につきましてはここでのご紹介を割愛いたします。

1. RAMS利用料金精算方法の事業所登録時の選択と変更の手順を変更しました。

…従来はC方式(統括部署宛請求書による一括支払い)とするには、一旦B方式(事業所宛請求書による支払い)を選択しておき、支払元の統括部署が支払い対象リンクを作成するとCに自動変更されるという手順でしたが、最初からCを選択する手順に変更しました。

2. RAMSにログインした画面上部にログイン者の業種表示を追加しました。

…複数業種で登録されておられる利用者様の便宜を図りました。

3. 充填回収業者も管理者と同様に、複数のログブックに簡易点検記録をまとめて一括登録できるようにしました。
…但し、管理者のように複数のログブックにおける1表の内容の一括変更はできません。
4. ログブック2表への入力時に点検結果が「兆候あり」かまたは「(漏洩)あり」の場合は、「漏洩・故障箇所」～「修理内容」の3項目とも入力するかまたは「修理困難な理由」への入力がないとエラーメッセージを表示するようにしました。
5. 行程管理票の日付入力の「年」を、これまでの本年と昨年の二者択一から「本年+過去5年」に選択範囲を広げました。
6. 行程管理票を紙モードで作成する際の廃棄者名入力は、「履歴から選択」をデフォルト表示するように変更しました。
…従来は「事業者コードから入力」がデフォルト表示としておりました。
7. 行程管理票作成時に「E票未交付」の表示+通知メール発信の起算日を「A又はC又はD票交付日」から「取次者の有無に関わらずA票交付日」に改めました。
…施行規則第46条の解釈を見直しました。
8. E票交付済の行程管理票で一覧中の「破棄」ボタンを押すと新規伝票が自動作成されておりましたが、単純に破棄されて完了するように改めました。
…新規伝票が自動作成されるプロセスは「再発行」と同内容でした。
9. 管理者がログインした行程管理票一覧画面の操作欄にも、Z票未交付分も含めて「処理票一覧」が表示されるようにしました。
…従来から充填回収業者がログインした行程管理票一覧では表示されておりました。
10. 破壊業者や再生業者が処理依頼書X票を受理後に事業所情報中の許可番号等を更新した場合は、更新後に交付するZ票に更新内容が反映されるようにしました。
…但し、現状のX票では変更可能な処理業者の社名、住所、TEL等は変更不可に改めます。
11. 破壊・再生証明書Z票は一旦発行すると破棄できない仕様になっておりましたが、破棄機能を追加しました。
…従来は誤って発行したZ票は再発行操作をし、発行前の状態で放置しておりました。
12. 電子的に発行する利用料金の請求書(pdfファイル)に、当機構の角印を追加しました。
…請求書による精算方式における、利用翌月初めにメールでお届けする請求書に印影を追加表示しました。
13. RaMS-exに、廃棄機器リストと温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)による排出量算出結果の表示機能を追加しました。

— 以上 —